平成２５年（フ）第２８号
松江市秋鹿町1606番地２
債務者　後藤　初恵（旧姓仙田）
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
松江市東出雲町揖屋1063番地
債務者　小瀬　和己
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５５５号
大阪府守口市大日町２丁目29番２号、前住所
大阪府守口市大日町４丁目24番17号
債務者　柚木　一美
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１８号
大阪府八尾市太田３丁目194番地の５　レビィ八尾南５Ｂ号
債務者　大森　一郎
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９号
大阪府八尾市太田３丁目194番地の５　レビィ八尾南５Ｂ号
債務者　大森美由紀
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６６号
大阪府吹田市内本町３丁目１番１号
債務者　池平　　渉
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０９号
大阪府摂津市東別府４丁目１番49―203号
債務者　更家運送こと　更家　貴昭
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１１号
大阪府吹田市円山町12番29―60号
債務者　福井　孝司
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２１号
大阪市西成区聖天下１丁目７番46号
債務者　辻野　淳一
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３５号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目２番24号　Ｓシャトレ501号
債務者　加藤トヨ子
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４５号
大阪府東大阪市西石切町５丁目４番39号
債務者　佐藤麻由子
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６９号
大阪府門真市沖町１番21号　打越グリーンハイツ206号
債務者　下村　桂子
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２５年（フ）第５号
北海道岩見沢市６条東４丁目28番地１　ハイツ太幸Ⅱ―101
破産者　高橋久美子（旧姓三島）
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第９０９号
仙台市泉区加茂４丁目31番地の７
破産者　阿部千彌司
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１０号
仙台市泉区加茂４丁目31番地の７
破産者　阿部　弘子
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９２６号
仙台市太白区四郎丸字新田91番地の１　四郎丸東市営住宅４号棟703
破産者　渡辺　純也
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
茨城県稲敷市柴崎8409番地　池澤住宅北棟、前住所千葉県佐倉市上志津1138番地６　マインドムＣ棟105
破産者　菅原　順子
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
茨城県牛久市田宮２丁目40番地７　キャッスルタルイ弐番館106
破産者　鈴木　弘子（旧姓西本）
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２号
茨城県牛久市さくら台１丁目44番地12
破産者　五頭　一枝
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３号
茨城県牛久市牛久町958番地２　ナチューレ牛久Ｂ棟201
破産者　須貝久美子
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係